

## 〔論 説〕

# 忘れてもらう権利

—人間の「愚かさ」の上に築く権利—

杉 谷 眞

- I はじめに
  - II 忘れてもらう権利の概要
    - 1 忘れてもらう権利が主張されるに至った経緯
    - 2 EU データ保護規則案第 17 条
    - 3 アメリカにおける議論
  - III 忘れてもらう権利の保障根拠
    - 1 尊厳か自由か
    - 2 憲法の通説が前提とする人間観
    - 3 管見
    - 4 表現の自由とのバランス
  - IV 実践的意義
    - 1 抽象的権利としての忘れてもらう権利
    - 2 個人情報保護法の概要
    - 3 個人情報保護法制の改正の方向性
- 別紙：EU データ保護規則案の関連条文

過去のために悲しい色に染められたおのれの心と、後半生のために夢のごとくなくなった前半生とを感じながら、心美しく、平和と安心と希望とをいただいて生活していた。そしてもはや二つの考えしか持っていなかった。すなわち、おのれの名前を隠すことと、おのれの生を清めること、人生をのがれることと、神に帰ること（ヴィクトル・ユゴー（豊島与志雄訳）『レ・ミゼラブル〈1〉』（岩波文庫、1987年）384頁）。

## I はじめに

人は過ちを犯すものである。では、インターネット社会にあつて、それはなにを意味するのであろうか。

5年前、高校教員の実習中であった当時25歳の Stacy Snyder は、パーティーで酔っ払った自分の姿を Myspace<sup>1)</sup>に投稿した。その写真を見つけた教育学部の教授は、彼女がまるで飲酒を若者に勧めているようだと感じた。そのため、彼女は職務不適格であつて教員免許を与えるべきでないと大学に働きかけた。結局、彼女は免許が得られなかったという<sup>2)</sup>。

また、3年前、ドイツの著名な俳優 Walter Sedlmayr を殺したとして有罪判決を受けた2名の加害者が、Wikipedia<sup>3)</sup>に対して事件の記事から自分たちの名前を削除するように求めたという事件があつた。ドイツ版の Wikipedia は自主的に加害者の名前を削除したが、英語版はこれを拒否し、訴訟に発展した<sup>4)</sup>。

この2つの事件は、どちらも人が過ちを犯したことに端を發し、それがインターネットに広く公開されたという事案である。いま EU では、このような場面を念頭に、「忘れてもらう権利 (the right to be forgotten)<sup>5)</sup>」というものが議論されている。すなわち、インターネット上に自己に不利益な内容の投稿をした／された場合に、事後的にそれを削除してもらい、速やかに事件について忘れてもらうという権利である。本稿では、この忘れてもらう権利に焦点を当てる。

日本では、この権利についての議論は皆無に近い。そこで、本稿の第一の目

<sup>1)</sup> インターネットでは近年、ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) と呼ばれるウェブ・サービスが人気を博している。これは、自分のプロフィールを作成・公開し、友人や知人と日々の写真や雑感を共有し合うという趣旨のもので、インターネットで人と人のつながりを広げ、促進させる場となっている。Myspace とは、アメリカ発の大手 SNS で、特に音楽に特化している点が特徴的である。

<sup>2)</sup> Viktor, Mayer-schonberger. (2011) *Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age*, pp.1-3. なお、同書は、忘れてもらう権利を考える上で参考になる。

<sup>3)</sup> Wikipedia とは、インターネット上の最大の百科事典である。あらかじめ執筆者がいるわけではなく、いつでも項目が作れ、誰でもその項目の説明を編集することができるという特徴がある。そのため、編集が手軽で情報の更新も早い半面、情報の信憑性が低く、編集項目も偏りがちであるという欠点がある。

<sup>4)</sup> New York Times 2009年11月13日 <[http://www.nytimes.com/2009/11/13/us/13wiki.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2009/11/13/us/13wiki.html?_r=0)> (2013年1月31日最終アクセス)。

<sup>5)</sup> 「忘れられる権利」と訳されることもある。

的を、忘れてもらう権利を紹介することとする。忘れてもらう権利を初めて明文上認めた EU データ保護規則案<sup>6)</sup>を中心に、それが制定された経緯や内容に関連条文とともに概観したい。また、興味深いことに、アメリカでは、この忘れてもらう権利について否定的な見解が強い。そこで、EU とアメリカとで、忘れてもらう権利に対する態度が正反対であることについても触れることにしたい。

続いて、本稿の第二の目的を、忘れてもらう権利の保障根拠を探ることとする。忘れてもらう権利は、プライバシー権の一形態であるが、プライバシー権には「自由」を保護する一面と、人間の「尊厳」を保護する一面がある。後述するが、EU において、忘れてもらう権利が主張されている背景には、プライバシー権における尊厳の要素が重視される法文化が影響しているように思われる。他方、忘れてもらう権利は、他人の表現の自由に対する強力な制約にもなりうる。アメリカでは、表現の自由を優先する議論が強い半面、プライバシー論の自由の側面が強調されるため、忘れてもらう権利を認めない方向に議論が傾いていると考えられる。

以上の議論を踏まえて、忘れてもらう権利の保障根拠となっている尊厳について考察を深めたい。尊厳とは一体何を意味するのであろうか、それが想定する人間観とは何なのか。憲法の通説は、近代的な個人を出発点にするが、論者はそのような人間像がプライバシー権の成立範囲を切り詰めてしまっているのではないかと考えている。そこで、本稿では、「愚かさ」をキーワードに、忘れてもらう権利の正当化を試みたい。

そして、最後に、視点を日本に移して、忘れてもらう権利を認めることの実践的意義について考えることとする。日本においてプライバシーの保護を目的としているのは、個人情報保護法である。しかし、それが十分な権利救済を与えているかは疑問が残る。そこで、個人情報保護法を EU データ保護規則案と比較し、忘れてもらう権利を認めることの実益について考えてみたい。また、忘れてもらう権利が理念的に認められたとしても、実現できなければ絵に描いた餅にすぎない。実務との接着点を模索することで論を終えたいと思う。

---

<sup>6)</sup> EU データ保護規則案の全文（英語）については、<[http://ec.europa.eu/justice/data-protection/document/review2012/com\\_2012\\_11\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/justice/data-protection/document/review2012/com_2012_11_en.pdf)>（2013年1月31日最終アクセス）を参照されたい。

## II 忘れてもらう権利の概要

### 1 忘れてもらう権利が主張されるに至った経緯

インターネットは、他人とつながりたいという思いを充足し、自分をアピールしたいという欲求を刺激する。それに呼応して発信される情報が有益である限り、あるいは当たり障りがない限り問題はおきない。しかし、それが人のプライバシーに関わるとき、インターネット上の表現の是非が問われることとなる。情報は独占不可能で、コントロールが困難である。一度世に出た情報は際限なく拡散し、半永久的にインターネット上に存在しつづける。大げさな言い方になるが、いま私たちは、やり直しがきかず、失態を忘れてもらえないサイバー空間に生きている。それが果たして、あるべき姿なのか。このような問題意識から議論は始まる。

まずは、忘れてもらう権利が EU においてどのように主張されるに至ったのかについて概説する<sup>7)</sup>。

OECD は、1970 年代から個人情報の流通と保護に取り組んでおり、その成果として、1980 年にいわゆる「OECD 勧告<sup>8)</sup>」を採択した。この勧告では、個人情報の保護にあたって守られるべき 8 つの原則が挙げられている<sup>9)</sup>。1995 年、EU は、OECD 勧告の理念をヨーロッパ内で実現するため、包括的な個人情報保護法制である「EU データ保護指令<sup>10)</sup>」を採択した。とりわけ目指されたのは「個人情報の自由な流通の促進」及び「個人情報の保護」である。具体的には、データ本人の権利の明文化、独立した監督機関の設置、さらに EU 域外へのデータ移転に関する規定を柱とするものであった。しかし、その後の急速なインターネットの利用の拡大に伴い、この度、インターネット・ユーザーの個人情報を

<sup>7)</sup> この点については、伊藤英一「情報社会と忘却権——忘れることを忘れたネット上の記憶——」法学研究 84 巻 6 号 (2011 年) 161-208 頁を参照した。

<sup>8)</sup> 正式名称は「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」である<<http://www.oecd.org/sti/interneteconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>> (2013 年 1 月 31 日最終アクセス)。

<sup>9)</sup> 8 つの原則とは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則である。

<sup>10)</sup> 正式名称は「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の 95/46/EC 指令」である。

効果的にコントロールし、同時に EU 域内の単一のデジタル市場とデータ保護の一貫性ある体制を実現する目的で、同指令が全面的に見直されることとなった。

それが、2012年1月25日、欧州委員会副委員長 Viviane Reding によって公表された新たな規則案である。その名を、「EU データ保護規則案<sup>11)</sup>」という<sup>12)</sup>。なお、EU の規制は強制力の程度に応じて段階分けがなされており、そのうち「規則」は最も強制力が強い。「規則」は、加盟国に対し直接効力をもち、国内法を必要とせず、また、すべての国内法に優先する<sup>13)</sup>。

憲法学者の宮下紘は、EU データ保護規則案の特徴を次の5点に整理している<sup>14)</sup>。すなわち、①規則案の適用範囲が、EU 域内に限らず、EU 域外での個人データ処理にも拡大されたこと、②忘れられる権利が新設されたこと、③事業者には、データ保護管理責任者の設置義務が課されたとともに、データ本人の権利が保護されるよう初期設定において適切な技術的および組織的措置を講ずる義務（privacy by design）が課されたこと、④データの国際移転に伴い、他国に対しても EU と実質的に同等の保護水準を求めたこと、⑤加盟国間の独立監督機関の協力を促進し、他国との整合性を謳ったことである。

## 2 EU データ保護規則案第 17 条

本稿にとって重要なのは、EU データ保護規則案のうち、忘れてもらう権利を規定している部分である。そこで、これに関連する条文とともに、その内容を紹介することとする<sup>15)</sup>。

まず、管理者は個人データを適法に処理するためには、事前に明示的に同意を得るようにしなければならない（第6条、第7条）。データ主体がこの同意を撤回した場合や、同意をした保有期間の期限が来た場合であって、かつ当該デー

<sup>11)</sup> 正式名称は、「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則」である。

<sup>12)</sup> 本稿執筆時点では、本規則案ははまだ欧州議会での可決を目指されている段階にある。その後、加盟国の承認を経て、初めて施行されることとなる。

<sup>13)</sup> <[http://www.ec.europa.eu/eu\\_law/introduction/what\\_regulation\\_en.htm](http://www.ec.europa.eu/eu_law/introduction/what_regulation_en.htm)>（2013年1月31日最終アクセス）。

<sup>14)</sup> 宮下紘「忘れられる権利——プライバシー権の未来——」時の法令第1906号43頁（2012年）。

<sup>15)</sup> 2013年2月末日現在、EU データ保護規則案は、1月に公表された修正案を基に欧州議会での審議中となっており、本稿に関連する条文も修正される可能性がある。規則案の採択は4月を予定しており、本稿の脱稿には間に合わない。この点については、読者によるフォローアップを求めたい。

タ処理に関する他の法的根拠が存在しない場合、データ主体は管理者に自分に関する個人データを消去してもらう権利および自分に関する個人データの頒布を停止してもらう権利を有する（第17条第1項）。権利が行使されたときは、表現の自由との調整を要するような場合を除き、管理者は遅滞なく個人データを消去しなければならない（第17条第3項）。また、個人データが公表されている場合、管理者はかかるデータを処理している第三者に対し、データ主体が個人データへの全てのリンク、コピーの削除を請求している旨を通知しなければならない（第17条第2項）。極めて強い効果が規定されていることが分かるであろう。関連条文は最後に別紙に記載してある。

なお、第4条(2)は、個人データを、データ主体に係るすべての情報と定義しており、2012年1月25日に欧州委員会が公表したFAQでは、個人データの範囲について、「氏名、写真、メールアドレス、銀行口座情報、SNSサイトへの書き込み、医療情報、IPアドレス等の全てが該当しうる」とされている。しかし、この定義が漠然としているという批判は否定しえない。表現の自由との調和をいかに図るかという問題もさることながら、今後、個人データの定義を厳密に限定していくということも必要になることは間違いないであろう。

EUにおける忘れてもらう権利の議論の特徴には、いくつか留意しておくべき点がある。第一は、それが人権(human rights)として議論されているにもかかわらず、民間企業が権利行使の相手方に含まれていることである。日本やアメリカでは、憲法は国家を拘束する法規範であるとされるが、EUでは権利侵害の主体が国家であるか否かということが必ずしも強調されていない点を確認しておきたい。むしろ現状を踏まえると、情報の管理者として問題となりうるのは国家より、圧倒的に民間企業の方であろう。現に、EUでの議論で念頭に置かれているのは、もっぱらFacebook<sup>16)</sup>やGoogle<sup>17)</sup>である。第二は、忘れてもらう権利の権利主体が自然人に限定される点である。別言すると、EUデータ保護規則案では、データ主体から意識的に法人が除かれている。法人がデータ主体と同じ立場にある場合でも、情報を削除してもらいたいと考えることは当然考えられる。この点に鑑みると、データ主体の定義について疑問なしとしないが、この

<sup>16)</sup> Facebookとは、世界最大のSNSである。実名で登録することが要求される点特徴的である。

<sup>17)</sup> Googleとは、世界最大の検索エンジンである。Google社はIT企業としても世界最大手で、その意思決定は政治的・社会的にも大きな影響力をもっている。

論点は本稿の主題からそれるので置いておく。そして、もっとも重要な点として、第三に、忘れてもらう権利は、プライバシーを保護するための手段的な権利であるということである。つまり、忘れてもらう権利の議論は新しい保護法益を認めるかどうかという議論ではない。日本では、情報プライバシーの閲覧・開示請求権としての側面が強調されることが多い<sup>18)</sup>が、忘れてもらう権利は個人情報抹消請求権に特化した権利である。また、このことから明らかなが、忘れてもらう権利は事後的な回復手段としての性格を有している。

### 3 アメリカにおける議論

EUでは、データ主体に強い権利が認められていることが分かったであろう。これに対し、アメリカでは、忘れてもらう権利に消極的な見解が多い。忘れてもらう権利の制約原理にはさまざまなものが考えられ、例えば、EUデータ保護規則案第17条第3項では、(b)では公衆衛生上の公益が、(c)では歴史的、統計的、科学研究といった公益が挙げられている。しかし、アメリカの議論との対比で、とりわけ特徴的なのは、(a)表現の自由に対する萎縮効果(chilling effect)を危惧する見解である<sup>19)20)</sup>。

---

<sup>18)</sup> 高度情報化社会にあつては、個人情報の収集・蓄積も当然に問題となる。後述する佐藤幸治の議論がまさにその典型である。また、実務からの問題提起として、日本弁護士連合会編「デジタル社会における便利さとプライバシー——税・社会保障共通番号制、ライフログ、電子マネー——」（航思社、2010年）第5章が参考になる。しかし、本稿で、焦点を当てるのは、もっぱら個人情報公開された局面であることに留意されたい。

<sup>19)</sup> アメリカでは、忘れられる権利を人権として認めることに抵抗があることは本文で再三述べている通りである。しかし、誤解してはならないのは、アメリカがプライバシーの保護に無頓着というわけではないということである。現に、2012年2月23日、オバマ大統領は「アメリカにおける消費者のデータ・プライバシーの枠組み」を公表した。この枠組みの中でもとりわけ注目されるのが「消費者プライバシー権利章典(the Consumer Privacy Bill of Rights)」である。これはアメリカにおいて発達してきた公正な情報慣習を7原則に整理したものである。アメリカにおけるプライバシー保護法制の特徴は、①商業における文脈で議論されていること、②企業の義務を中心に構成されていること、③各州レベルの立法を基礎としていることにあるといえよう。

<sup>20)</sup> 本稿では、忘れてもらう権利をめぐる対立構造を、EUとアメリカという法文化の違いを重ねて議論するが、念のために述べると、そこに論理的な必然性があるわけではない。例えば、John Hendelはアメリカのジャーナリストであるが、忘れてもらう権利の適用される範囲は自分自身が発信した情報に限定されるとして、それは表現の自由への脅威とはいえないという主張をしている(John, Hendel. (2012) Why Journalists Shouldn't Fear Europe's 'Right to be Forgotten'. *The Atlantic*. <<http://www.theatlantic.com/technology/archive/2012/01/why-journalists-shouldnt-fear-europes-right-to-be-forgotten/251955/>> (2013年1月31日最終アクセス) )。

後述するように、そもそも EU とアメリカでは、プライバシー概念をめぐる理解に相違があり、単純な二項対立関係にあるわけではない。しかし、少なくとも表現の自由に対する拒絶反応には明確な違いが見てとれるように思われるため、本稿では、両者の態度の違いに着目することとする。法学者であり *The New Republic* 紙の論評者である Jeffrey Rosen は忘れてもらう権利について強く反対する論者の一人であるが、ここでは彼の議論を参照しよう<sup>21)</sup>。彼は、忘れてもらう権利がインターネットにおける表現を大きく制限し、サービス・プロバイダに過大な負担をかけるという。

彼は、Google でプライバシー分野の顧問をしている Peter Fleischer の議論<sup>22)</sup>を参照しつつ、個人情報の公開態様を3つに整理する。すなわち、①自分で投稿したものを自ら削除する場合、②自分で投稿し、他人が転載した（いわゆる「拡散」、「共有」された）ものを削除する場合、③自己について他人が投稿したものを削除しようとする場合である。

①は、Facebook に自分の写真をあげたものの、のちにそれを削除するような場合である。多くの SNS はすでにこのような場合に投稿者に削除権を与えており、アメリカでも異論はない。そもそも表現の自由が制約されている他者がいるわけではないので、当然のことであろう。忘れてもらう権利を認めることで、データの非公開にとどまらず、アーカイブからも完全に消去することが求められるようになる。

②は、例えば、飲酒している未成年が自分の写真を投稿し、不幸にも友達がそれを拡散してしまったような場合である。その友達に削除をお願いして断られたときや、連絡がとれないようなときに問題が顕在化する。EU データ保護規則案のもとでは、管理者はデータを削除するべきであったのに怠った場合、多額の賠償金が課せられるため、それを恐れる管理者は本来削除しなくてもいいような事案であっても、リスク回避の観点から過剰に削除を認めてしまう。さらに、削除を求められるのは、Facebook といった SNS に限られず、例えば Google や Yahoo といった検索エンジンも対象に含まれるので、萎縮効果は多くのサー

<sup>21)</sup> Jeffrey, Rosen. (2012) The Right to Be Forgotten, *Stanford Law Review*. <<http://www.stanfordlawreview.org/online/privacy-paradox/right-to-be-forgotten>> (2013年1月31日最終アクセス)。

<sup>22)</sup> Peter, Fleischer. (2012) Foggy thinking about the Right to Oblivion, *Privacy...?* <<http://peterfleischer.blogspot.jp/2011/03/foggy-thinking-about-right-to-oblivion.html>> (2013年1月31日最終アクセス)。



ビス・プロバイダに及ぶ。Reding は、この権利を、既存のプライバシー権をほんの少しだけ押し進めたものだと説明するが、実は表現の自由に計り知れない影響を与えているのである。

③の例として、裁判によって有罪が確定した性犯罪者が、自己の名前が公表されないことを求めるような場合が挙げられる。アメリカ最高裁は、どんなに隠したい情報であってもそれが真実で適法に入手されたものである限り、メディアがそれを公表するのを制限するような立法は認めないという立場をとってきた。しかし、EU データ保護規則案を文言通り読む限り、個人データが自分に関するものである限り、忘れてもらう権利はソースのいかんにかかわらず認められ、例外的に削除が認められないかどうかについての立証責任は管理者が負うことになっている。Rosen は、これではサービス・プロバイダに検閲をさせるに等しいと批判するのである。

結局、彼は、忘れてもらう権利と表現の自由を調和させる基準が曖昧であるため、萎縮効果が生じると批判しているのである。この批判は的を射たものであろう。しかし、逆にいえば、表現の自由との調和をいかなる基準で図っていくかということを確認にできれば萎縮効果は抑えられる。以上の議論を踏まえて、次章では、忘れてもらう権利の保障根拠およびそれを表現の自由と調和させるための基準を考えることとする。

### Ⅲ 忘れてもらう権利の保障根拠

#### 1 尊厳か自由か

EU とアメリカでは、忘れてもらう権利に対する態度がなぜ正反対なのだろうか。EU が単に萎縮効果について鈍感なだけだとは思えない。この点で参考になるのが宮下の議論である<sup>23)</sup>。彼は、EU とアメリカのプライバシー観を比較した上で、プライバシーの持つ意義についての理解は両方で共通しているが、その保護のあり方や対立利益との衡量の仕方が正反対であることを指摘している。

---

<sup>23)</sup> 宮下紘「プライバシーをめぐるアメリカとヨーロッパの衝突（1）——自由と尊厳の対立——」比較法文化 18 号 131 頁（2010 年）。

彼は、比較法学者 James Whitman の議論<sup>24)</sup>に依りつつ、その違いを次のように整理している。

ヨーロッパには何世紀にもわたって身分制社会が続いたという歴史がある。そのような社会では上位の社会階層に属する一部の者しか尊厳に値する生活を送り、名誉を持つことができなかった。フランスでは、そのような階級制を打破するという目的の一手段としてプライバシー権が主張された。フランスのプライバシー論は、主として私人間における私生活の保護、とりわけマス・メディアから身体状況、愛情生活、家族生活、また身分に関する事実を秘密にすることを目的とする点に特徴がある。

他方、ドイツもフランスと似た歴史を経ていたが、ナチズムの台頭とそれに対する反省が契機となり、独自のプライバシー論が発達した。すなわち、ナチスの人間軽視に対する反作用及び国家に対する人間の優位という価値決定を表すものとして基本法第1条第1項で「人間の尊厳」が規定され、それが第2条第1項の規定する「人格の自由な発展の権利」と結合して、一般的人格権が保障され、その中にプライバシー権も含まれると考えられるようになったのである。

このような歴史的経緯があって、EU では、プライバシー権とは、尊重 (respect) と人間の尊厳 (personal dignity) を守るために対私人にも向けられた人権であると主張されているのである。現在では、プライバシーの役割を「他者から見られた自我のイメージ」のコントロールにまで押し進めている。

これに対して、アメリカでは、プライバシー権<sup>25)</sup>が、もっぱら政府の介入から自由になるための権利として描かれる。宮下は、アメリカのプライバシー権の特徴を3点指摘している。

第一が、情報流通の自由に対する政府の規制介入を嫌う態度である。アメリカには、ステイト・アクションの法理 (state action doctrine)<sup>26)</sup>が存在するため、あ

<sup>24)</sup> James, Q. Whitman. (2012) The Two Western Cultures of Privacy: Dignity Versus Liberty, *The Yale Law Journal*. <<http://www.yalelawjournal.org/images/pdfs/246.pdf>> (2013年1月31日最終アクセス)。

<sup>25)</sup> アメリカにおけるプライバシー権は、人工中絶問題をめぐる議論から明らかのように、自己決定権としての性格も併有している。しかし、ここでは宮下の理解に沿って、議論を情報プライバシーに限定する。

<sup>26)</sup> ステイト・アクション法理とは、私人の行為であったとしても、一定の場合にそれを政府・州の行為と同一視できるとして、憲法の射程を及ぼす理論である。

る私人による他の私人に対するプライバシー侵害行為は、それがステイト・アクションに当たる場合に禁じられるが、そうでない場合は国家によって私人間の情報流通が規制されない。この憲法法理によって、プライバシーが対国家権に限定されているのである。

第二は、修正第1条の表現の自由が手厚く保障されていることである。アメリカでは思想・言論の自由市場論が強調され、最高裁も、表現の自由とプライバシーが問題となったとき、ほぼ例外なく表現の自由を優先させてきたという歴史がある。

第三は、プライバシーの保護範囲が狭いということである。ヨーロッパでは他者に対する秘密保持義務もプライバシーの射程に含まれるが、アメリカでは含まれていない。アメリカにあっては、知人との親しい過去を暴露することはプライバシー侵害を構成しないのである。

もちろん、このような二分論は非常に大雑把なモデルであって、実際には両者が重なる場面も多々ある。実際には両者は分かちがたく結びついており、ただ重みの違いが法文化として現れているにすぎない。ここでは誤解を恐れずに、両者の差異を強調していることを断っておきたい。

以上の議論を踏まえて、忘れてもらう権利の保障根拠を考えると、なぜEUとアメリカでこの権利に対する態度が正反対であるかが分かるであろう。プライバシーの「尊厳」としての側面を強調するEUの立場からすれば、忘れてもらう権利は自己の尊厳を守るための積極的権利として承認されることになる。これは自己情報コントロール権の延長にある議論と整理できる。逆に、プライバシー権の「自由」としての側面を強調するアメリカの立場に立てば、私事を明かされたからといって、直ちにその削除を求めるといった権利が導き出されるわけではない。

## 2 憲法の通説が前提とする人間観

では、プライバシーの尊厳を保護する側面を強調すれば、直ちに忘れてもらう権利を正当化できるのであろうか。実は、そんなことはない。尊厳という言葉は、人権を語る上で欠かせない概念であるが、その半面、マジックワードとしての危うさもはらんでいる。ここでは、もう一步踏み込んで、尊厳とは何を意味するのかを考えることで、忘れてもらう権利を根本で支えているものを明

らかにしたい。

憲法学者の佐藤幸治は、法哲学者 Alan Gewirth を引用しつつ、人権の根拠を尊厳であるとし、さらにそれを理性的な人間の人格的自律に求めた<sup>27)</sup>。Gewirth によれば、理性的な存在としての行為主体は、自己の目的を達成するための行動にとって一般に差し迫って必要な条件と思われるものを必然的な善とみなしている。ここでいう必要な条件とは「自由」と「安寧」である。自由とは、十分な知識をもち、誰にも強制されず、自ら選択し行動できることであり、安寧とは行為作用に必要なその他の一般的な能力・条件をいう。そして、行為主体が、行為主体で在り続けるためには、自由と安寧を求める権利が保障されていなければならない、それが人権である。

佐藤は、以上の Gewirth の論証に依拠し、人格的自律権が人権の基礎であるという。要は、理性的な個人が自己の生を自律的に決定することができることに善を見出し、それを保障するものとして人権を位置づけているのである<sup>28)</sup>。

そして、佐藤憲法学において、プライバシー権は「自己情報コントロール権」とされる<sup>29)</sup>。これは人間が尊厳をもって生きるためには、すなわち自律的な生を全うするためには、自己の存在に関わる情報をコントロールする必要性が生じるからである。

逆にいえば、佐藤は理性的な人間による道徳的自律を善としているからこそ、それを全うする上で必要な情報に特別に強いコントロール権が認められるというのである。佐藤は個人情報を、「プライバシー固有情報」と「プライバシー外延情報」にわけた。前者は、個人の道徳的自律の存在に直接関わる情報であり、例えば思想・信条・精神・身体に関する基本情報や、重大な社会的差別の原因となる情報が含まれる。これらの情報については、本人の意に反した情報の取

<sup>27)</sup> 佐藤幸治『憲法とその“物語”性』（有斐閣、2003年）82-95頁。

<sup>28)</sup> 一連の議論の背景には、個人は定言命法に従うことができるという点にその尊厳を見出した哲学者 Immanuel Kant の影響がある。もっとも、佐藤も認めていることだが、彼のいう「自律」とは、Kant 的な道徳規範の定立に関わる意思の自律というより、政治哲学者 John Rawls 的な自己の生を自ら選択して生きるという意味での自律に近い（佐藤幸治ほか編『現代社会における国家と法—阿部照哉先生喜寿記念論文集—』（成文堂、2007年）9頁）。

<sup>29)</sup> 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）182-186頁。佐藤幸治『現代国家と人権』（有斐閣、2008年）第4章。自己情報コントロール権説の課題は2点ある。第一が「コントロール」の意味が曖昧であること、第二が単純な個人情報であることを理由に制限が容易に認められるおそれがあることである（小山剛『「憲法上の権利」の作法 [新版]』（尚学社、2011年）100頁）。

得・利用は直ちにプライバシー侵害となる。これに対し、後者は個人の道徳的自律に直接関わらない個別的情報をいう。これらの情報については、正当な目的・方法により情報が取得・利用されている限り、直ちにプライバシー侵害になるわけではない。

さて、佐藤は、尊厳という概念を軸に置くことで、人権の保障範囲を個人の人格的自律に不可欠なものに限定しているといえよう。これに対し、憲法学者の戸波江二は、個人の人格的自律権の重要性を認めつつも、このように人権の保障範囲を限定してしまうことには反対をしている<sup>30)</sup>。戸波は、主として社会権を念頭に、佐藤が前提としている人間像に問題があるという。憲法の想定する人間像は、理性的な個人というより、むしろ現実の社会のなかで生活している具体的な人間、ひいては、他者に依存せざるをえない弱い個人をも取り込むように構成されるべきだということである。そして、高校生の染髪やバイク乗車も個人の尊重という概念から保護される余地があるとまでいうのである。

これに対しては、いわゆる人権のインフレ化を懸念する立場から批判が出ている。論者も、高校生の染髪やバイク乗車が人権として保障されるという議論には疑問を感じるが、少なくとも、近代的な個人像が人権の保障範囲を縮減しているということに他ならないものと思われる。戸波が「強い個人」に対して「弱い個人」を対置させたが、論者は「理性的な個人」に「愚かな個人」を対置させてみたいと思う。

### 3 管見

論者は、現実の人間はもっと感情的で、非理性的であり、ときとして、それがいけないと知りつつも愚行に走ってしまうものだと考えている。また、忘れてもらう権利を基礎付けるためには、かかる人間像を立脚点にする他ないものとも考えている<sup>31)</sup>。もちろん、個人の自律を憲法学の基礎に置く価値の重要性自体は変わらない。しかし、人格的自律にとって不可欠ではないとして、愚行を内容とする個人情報プライバシーの保障の射程外に置かれることが考えられ

<sup>30)</sup> 戸波江二「幸福追求権の構造」公法研究 58 号（1996 年）8-12 頁。

<sup>31)</sup> 前述したように、EU の議論は対私人権を念頭に置いている。そのため、EU での議論が直ちに日本の憲法論と接合するわけではないことを断っておきたい。もっとも、個人の尊厳を守るという観点から人権の保障根拠を検討するという発想は、日本の憲法論においても突飛なものではない。

る以上、理性的な個人像からは忘れてもらう権利は正当化しえない。別言すれば、理性的な個人像には、忘れてもらえないことによって社会から排除されている人を、再び社会に包摂していく契機が欠如している。社会的包摂の回路を、人権という側面から保障していくには、人間の「愚かさ (folly)」をも自律の基礎の中に織り込んでいかなければならないと論者は考えるのである。

一口に愚かさといっても、飲酒、喫煙、破廉恥な行為から犯罪の実現まで、その態様や程度はさまざまである<sup>32)</sup>。決して愚行に伴う制裁が不要だと言いたいのではない。それが社会規範に反していた場合に相応の制裁が必要であることは論者も認める。しかし、だからといって、再び社会に復帰する可能性が絶たれてよいことにはならないであろう。

インターネットを媒介することで、人間の愚かさは広範に公開され、半永久的に記憶され、サイバー空間上で作り上げられた負のイメージや風評—それをスティグマというのは大げさではあるが—は、肥大化していく。そして、それはある閾値を超えたときに、現実生活にも波及する。そうなると、もはや自律的な生を実現することは困難になる。ここに、人間の尊厳の脆さが露呈する。忘れてもらう権利は愚かな人間が、再び自律的な生を取り戻すために必要な権利なのである。

日本で実際におきた例をひこう。一昨年、大手スポーツ用品メーカーの女性店員が、来店したハーフナー・マイクというサッカー選手の容姿などについて悪口雑言を Twitter<sup>33)</sup>に書き込んだという事件があった<sup>34)</sup>。彼女は直ちに当該書き込みを削除し、Twitter や mixi<sup>35)</sup>のアカウントを削除したが、これに反応したインターネット・ユーザーはそれよりも早く彼女の住所、学歴、恋人との写真ま

<sup>32)</sup> 念の為に言うと、ここで想定しているのは、J. S. Mill の文脈における愚行権ではない。例えば、前科情報は他者危害の原理に反する最たる例であるにもかかわらず、忘れてもらう権利は、相当期間の経過をもって、それを保護しようとする議論であって、これは愚行権という観点からは正当化しえないであろう。ここで考えていることは、あくまで人間の愚かさに端を発する自発的な行為であっても、それを保護すべき場合がありうるということである。

<sup>33)</sup> Twitter とは、写真や雑感などを「つぶやき」として、インターネット上で発信できるサービスのことである。文字制限が 140 字と限られており、その手軽さが人気を博している。その半面、不用意な発言が行われやすい。

<sup>34)</sup> Sports Watch 2011 年 5 月 19 日<<http://news.livedoor.com/article/detail/5569059/>> (2013 年 1 月 31 日最終アクセス)。

<sup>35)</sup> mixi とは、日本国内の大手 SNS である。Facebook との最大の違いは、匿名の利用者が圧倒的に多いことである。

で探し出し公開するとともに、彼女を徹底的に非難し続けた。以来、彼女は人の目に怯え、働くことができなくなったという<sup>36)</sup>。今でも、彼女の名前を検索すると数万件ものホームページがヒットする。

この例からも、インターネット社会においては、軽率な行為をした者が、強い社会的制裁を受け、排除され、回復不能な立場に追い込まれることがままあるということが見て取れる。こうした者に対して、事後的に賠償が行われたとしても、それは救済として不十分である。損害賠償によって、社会復帰の道が開くわけではない。忘れてもらう権利は、人間がときとして余計なことをしてしまうことを認めた上で、それでもなおその者を社会に再び迎え入れることを、保障しようとするものである。

とりわけインターネット上における愚行の公表は、その内容がスキャンダラスであればあるほど、あっという間に広がっていく。そして、インターネットによる社会的制裁は過度なものになりやすい。たしかに、インターネットのなかった時代には、人権論が人間の愚かさに敏感になる必要性は低かったであろう。しかし、時代は変わりつつある。こうしたインターネットの特性を踏まえると、いま、人権論が人間の非理性的な側面をすくいあげる必要性は決して低くないように思われる。

上述したように、アメリカでは表現の自由が重視される結果、忘れてもらう権利が認められようとしていない。しかし、こうした表現の自由を一律・形式的に優先する議論は、インターネット利用者に過度の自己責任を押し付け、行き過ぎた社会的制裁を正当化してしまっているといえるのではなからうか。たとえ痴態を晒したのが自分の責任だとしても、それを他人が発表することに保護の必要性があるとは思えない。表現の自由を、個人を社会的に抹殺するための道具にしてしまう議論には、与することはできない。

#### 4 表現の自由とのバランス

忘れてもらう権利を認めるべきだとしても、忘れてもらう権利は、侵害的表現を根こそぎ削除することを認めるものであって、強力である。広範に認めす

---

<sup>36)</sup> 「NHK クローズアップ現代 “忘れられる権利”はネット社会を変えるか？」2012年6月26日 NHK 総合<[http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02\\_3219\\_all.html](http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3219_all.html)> (2013年1月31日最終アクセス)。

ぎた場合には、他人の表現の自由と衝突することがある。その結果、表現の自由が萎縮するばかりか、本来明かされてしかるべき真実が隠され、残されてしかるべき歴史が消されるということも考えられる<sup>37)</sup>。そのため、大局的な視点から、表現の自由とのバランスを考える必要がある<sup>38)</sup>。

この点、EU データ保護規則案は、第 17 条第 1 項及び同 2 項で忘れてもらう権利を認めているが、3 項でそれも表現の自由に譲歩する場合があると規定し、さらに、第 80 条でその具体的な制度設計を加盟国に委ねているのである。すなわち、表現の自由との調整問題は各国の準則に委ねるような規定となっている。しかし、このような規定では、表現の自由との調整が足りていないことは明らかであろう<sup>39)</sup>。そこで、試論として、論者が重要だと考える基本的な視座を提示しておきたいと思う。

先に引用した Fleischer の場合分けを再度参照しよう。

①自分で投稿したものを自ら削除する場合には、そもそも他人の表現の自由との衝突はなく、忘れてもらう権利が認められる。問題は生じないであろう。

②自分で投稿し、それを他人が共有・拡散したにもかかわらず削除しようとする場合には、①と異なり、表現の自由との衝突がおきている。しかし、この場合、そもそも情報発信主体が自分であるのに対し、衝突しているのは賛成や反対といったメッセージを含まない他人の消極的表現にすぎない。忘れてもら

<sup>37)</sup> この点について、伊藤英一は、伊藤英一「「記憶する義務」から「忘れられる権利」の時代へ」日本大学法学部新聞学研究所ジャーナリズム&メディア第 5 号 (2011 年) 230-232 頁の中で、興味深い指摘をしている。彼によれば、「第二次世界大戦後の言説を支える潮流の一つは、情報を広く伝え、それを記憶する義務を強調し、忘れることを指弾することであった」という。具体的に何かということとは別としても、公共性が高く、究極的には人類の歴史として語り継がなければならないような情報は、忘れられる権利の対象としてはならないであろう。

<sup>38)</sup> インターネット上の表現の自由の問題については、高橋和之ほか編『インターネットと法 [第 4 版]』(有斐閣、2010 年) が参考になる。本稿では問題を複雑にしないため、個人情報と営利性の関係は捨象したが、実務上はこの視点が重要になることは言うまでもない。忘れてもらう権利との関係でいえば、例えば行動ターゲティング広告が問題となりうる。(安岡寛道編『ビッグデータ時代のライフログ—ICT 社会の“人の記憶”—』(東洋経済新報社、2012 年) 100-104 頁)。

<sup>39)</sup> 誤解のないように確認しておく、ここで問題となるのは、他人の表現の自由との関係である。それは、友人である場合もあれば、赤の他人であるという場合も考えられる。しかし、削除を求められているのはその表現者ではなく、管理者の方である。換言すれば、ここでの論点は、あくまで管理者が情報主体の個人情報削除すべきか否かであって、個人情報を流出・拡散させた他人の責任ではない。



う権利を優先させたとしても、表現の自由が深刻に傷付けられるわけではない。そのため、当該情報の公開が社会にとって明らかに有益であるといったような例外的な場合に当たらない限り、忘れてもらう権利を優先させるべきだと考える。

③他人が投稿した自己に関する情報を削除しようとする場合に、表現の自由との衝突が最も先鋭化する。この場合、衝突しているのは、②と異なり、表現者の具体的なメッセージが込められている積極的表現である。明確な準則を立てるのは難しいが、愚かな行いをしたあとでも再び社会に帰っていく必要性（要保護性）が、表現者の自己実現の価値や自己統治の価値を上回るかどうかを、具体的事情に鑑み、比較衡量する他ないであろう。もっとも、EUの志向するところを尊重するのであれば、要保護性を重視し、原則として削除を認めるべきことになると思われる。さらに、管理者の負担を軽減するという観点からは、当該表現が類型的に見て、対象者の公開を欲しないところであれば、削除を認めるといった方向で考えるのが妥当であろう。

忘れてもらう権利の要保護性を判断するのにあたって、一つには表現内容（情報）の公共／私性が重要であるが、とりわけ特徴的だと思われる点を挙げるとすれば、経過した時間である。例えば、前科情報のように、いかに公的な情報であっても、それが個人の人格に深く関わる時は時の経過とともに、私的性が強くなり、プライバシー権による要保護性が高まると考える<sup>40)</sup>。愚行が公表された直後に、その主体が社会的制裁を受忍しなければならない場面が考えられるであろうが、そのような場合であってもいずれは社会に復帰する道が開かれるべきであることを考えると、時間という要素は重要な視点になる<sup>41)</sup>。

---

<sup>40)</sup> いわゆる「逆転」事件判決（最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁）の理解をめぐり、学説では「時の経過」論が激しい議論の対象になっている。ここでは踏み込んだ検討ができないことを断った上で、論者が、時の経過もプライバシーを根拠付ける要因の一つになると考えていることを補記しておきたいと思う。

<sup>41)</sup> 以上の議論が、十分に踏み込んだ準則を示せていないことは、論者も認めるところである。ひとえに筆者の力不足によるものであることを詫びるとともに、今後の検討課題にしたいと思う。

## IV 実践的意義

### 1 抽象的権利としての忘れてもらう権利

以上では、忘れてもらう権利を事業者に対する具体的権利として議論してきた。しかし、忘れてもらう権利には、それにとどまらず抽象的権利としての性格もあるように思われる。すなわち、生存権が社会保険制度や公的扶助制度を要求しているのと同じように、忘れてもらう権利は個人情報保護法制を要求しているのである。それも、対象者のプライバシー保護に厚い個人情報保護法制である。

じつは、忘れてもらう権利をこのように多層的な権利として理解することは、議論の無用な誤解を避ける上でも重要である。なぜなら、第1章ではRosenの議論を参照したが、彼の議論を論者が説得的でないと感じるのは、彼は制度のあり方を批判することで、忘れてもらう権利を否定することができると考えているようであるからだ。しかし、社会保険制度や公的扶助制度のあり方に問題があるからといって社会権が否定されないのと同じく、個人情報保護法制のあり方に問題があるからといって忘れてもらう権利まで否定されるわけではない。

忘れてもらう権利の必要性や保障根拠については先に議論したとおりであり、ここではそれを具体化する制度のあり方を検討する。

### 2 個人情報保護法の概要

第三者が情報主体に不利益な内容を公開・拡散した場合、当該第三者の責任が問題となることは言うまでもないが、その一方で、管理者の責任も問題となる。この場合、両者に対して、プライバシー侵害に基づく損害賠償を請求するというのが王道である<sup>42)43)</sup>。もっとも、本稿が主題としているのは、損害賠償責

---

<sup>42)</sup> 管理者の不法行為責任が生じた場合には、プロバイダ責任制限法が問題となる。本論で述べたように、管理者についても、侵害的表現を知りながら、あえてそれを放置したことに基づく責任が生ずるところ、これはプロバイダに過大な責任を課すものだから本法は制定されるにいたった。すなわち、本法の第一の目的は、プロバイダが法的責任を免れるための要件・手続を明確にすることである。本法は、さらに、第二の目的として発信者情報の開示請求についても規定している。これは、被害者が、直接の加害者に対して損害賠償等の法的責任を追及しやすくする趣旨である。

<sup>43)</sup> 忘れてもらう権利とプロバイダ責任制限法の関係は混乱が生じやすいので、整理しておく。

任ではない。個人情報完全削除請求権である。そこで、まずは日本の個人情報保護法制を概観し、それをEUデータ保護規則案と対比することで、保護に欠けることを示したい<sup>44)</sup>。

日本では、個人情報保護法を始めとして、行政機関等個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、そして地方自治体による個人情報保護条例によって個人情報の保護法制が成り立っている<sup>45)46)</sup>。個人情報保護法は、保護法制全体の基本法であるとともに、個人情報取扱事業者に対する行政監督法である。そのため、不法行為の成否の解釈指針になることはあるが、同条に違反したからといって直ちに罰則が適用されるわけではなく、監督行政に従わないことを待って初めて罰則が適用されるという仕組みをとっている。そして、その他の三法は公的機関に対する行政監督法である。

個人情報の削除権に関わる部分に着目すると、個人情報保護法第2条が保有個人データを定義しており、第27条で消去義務が規定されている。つまり、両条及び施行令をあわせて解釈すると、本人または第三者に重大な損害が生ずる場合や公益が害されうる場合を除いて、個人情報取扱事業者は情報の消去を求められたとき、これに応じなければならないことになる。ただし、消去に多額の費用がかかる場合やこれが困難である場合には、削除しなくてもよいということになっている。

### 3 個人情報保護法制の改正の方向性

以上を踏まえて、EUデータ保護規則案と比較しよう。規則案では、管理者が

---

まず、どちらも事後的な権利救済手段である点では共通しているが、プロバイダ責任制限法はあくまで不法行為レベルの問題であって、忘れてもらう権利とは次元を異にする。例えば、差止訴訟を提起したがそれが棄却されたとして、棄却されたという点をもって損害賠償請求をすることができないのと同じである。忘れてもらう権利は個人情報という法益を守る一手段にすぎないのであって、それ自体が保護法益ではない。

<sup>44)</sup> この点については、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）「EUデータ保護指令改定に関する調査・分析報告書」（2012年）<[http://home.jeita.or.jp/page\\_file/20120427161714\\_ljwGedIUnB.pdf](http://home.jeita.or.jp/page_file/20120427161714_ljwGedIUnB.pdf)>（2013年1月31日最終アクセス）を参考にした。

<sup>45)</sup> インターネットと個人情報保護法制の関係についての解説としては、次の資料が参考になる。近藤=松本『クラウドと法』（きんざい、2011年）第4章、石井邦尚『ビジネスマンと法律実務家のためのIT法入門』（民事法研究会、2011年）151-160頁、夏井高人監修『ITビジネス法入門—デジタルネットワーク社会の法と制度—』（TAC出版、2010年）。

<sup>46)</sup> それぞれの正式名称は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」である。

削除請求に応じないことは原則として認められておらず、ただ請求が明白に過剰であったり反復的である場合に自らそれを証明することと引き換えに許されているにすぎない（第12条第4項）。その場合でも本人は監督機関に苦情を申し立てたり、司法救済を求めることが可能である。また、削除が実行された場合、当該データが提供された全ての受領者に対してその旨を連絡する義務が規定されている。

これに対し、日本の個人情報保護法では、削除が（個人の権利としてではなく）事業者の義務として規定されているにすぎず、しかも削除請求に応じなくていい場合が広く認められている。例えば、東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁は、開示についての事案ではあるものの、「法二五条一項が本人に保有データの開示請求権を付与した規定であると解することは困難であって、本人は、同項の規定に基づき、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの開示を裁判手続により請求することはできないというべきである」と判示しており、上記趣旨が下級審レベルで追認されていることが確認できる。さらに、日本には削除が実行された場合の連絡義務規定は存在しない。このように現行の日本の個人情報保護制度はEUのそれと比べてゆるやかであることがわかる<sup>47)</sup>。

なお、宮下は、日本の個人情報保護法制がゆるやかである背景として、民間の自主的な取り組みがうまく機能している点を指摘している<sup>48)</sup>。プライバシー侵害が疑われる場合に、日本の民間業者は自主的に対応しているケースが多いということである。これが正しいとすれば、忘れてもらう権利の必要性が日本では強く意識されて来なかったこともある程度説明がつく。

しかし、民間業者の自主対応がうまく機能しているからといって、忘れてもらう権利が不要だということにはならない。忘れてもらう権利を正面から認めることで、実質的に権利保護のために変化を起こす意義がある。例えば、次の

<sup>47)</sup> 個人情報保護法制の課題については、石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題——プライバシー権の歴史と国際的視点——』（勁草書房、2008年）533-537頁、宮下紘「プライバシー・イヤー2012——ビッグ・データ時代におけるプライバシー・個人情報保護の国際動向と日本の課題——」*Nextcom* 第12号（2012年）38-40頁が参考になる。現行の制度については、さまざまな批判が向けられているところではあるが、制度に実効性がないことに最大の問題がある。忘れてもらう権利を実効的ならしめる制度像についても、このような大きな枠組の中で、検討されたい。

<sup>48)</sup> 宮下・前掲注47)。ただし、日弁連は自主規制に対して批判的な立場をとっており、自主規制が機能しているという評価が確立しているとはいえない（日本弁護士連合会・前掲注18）101-104頁）。

ような影響が期待される。まず、①（上記平成19年判決が改められ、）忘れてもらう権利が個人の具体的権利として承認されること、②それも削除権の保障範囲が広範に認められること、また③表現の自由と衝突した場合でも、忘れてもらう権利のウェイトを重く評価するという変化が考えられる。

他方で、④忘れてもらう権利を実効化するよう制度の整備が促されることも重大な効果として考えられる。前述したように、現状では、データ主体が第三者によって公開された情報の削除を求めた場合に、それに応じるかどうかは民間業者の自主的な判断に任されているが、削除に係る判断が法制化され、それにより表現者側に予測可能性が担保されることが期待されるのである。また、サーバーの設置場所が外国にあり、削除要求に迅速に対応してもらえないという問題についても、対応する立法が請求しやすくなるものと思われる<sup>49)</sup>。

結局、EUで忘れてもらう権利が主張されるようになったことの背景には、ネット社会の発展に伴い、プライバシー権と表現の自由の均衡点が前者に傾いたことが挙げられる。損害賠償請求ではプライバシー権侵害の救済方法として不十分であることが明確に認識されるようになり、より実効的な救済手段を求めた末に、この権利の承認に至ったのである。日本においても、問題背景は変わらない。だからこそ、いま、忘れてもらう権利に光を当てるべきだと考えるのである。

---

<sup>49)</sup> Reding はプレス・カンファレンスで、オーストリアの学生が Facebook に掲載した情報の削除を求めたが、彼のデータがアイルランドで保管されているため、オーストリアに住んでいる学生がアイルランドに拠点を置く Facebook に消去を求めなければならず、自らの情報をインターネットから忘れさせることの難しさが引き合いに出されていた（宮下・前掲注47）。このことから、EUにおいて忘れてもらう権利の必要性が主張されるようになった背景のひとつとして、サーバーの設置場所の問題があり、忘れてもらう権利はその実効的な救済手段として期待されていることが分かる。日本においても事情は異ならないであろう。

## 別紙：EU データ保護規則案の関連条文

第 80 条は論者が訳し、それ以外については JEITA が公表している「EU データ保護指令改定に関する調査・分析報告書」(JEITA・前掲注 44) を引用した。下線は論者による。

### 第 4 条 定義

- (1) 「データ主体 (data subject)」は、識別された自然人、又は管理者、若しくは他の自然人若しくは法人によって合理的に利用される可能性の高い手段によって、直接的若しくは間接的に、とりわけ識別番号、位置データ、オンライン識別子、若しくは当該人物の肉体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な 1 つ以上の要素を参照することによって、識別されうる自然人を意味する。
- (2) 「個人データ (personal data)」は、データ主体に係る全ての情報を意味する。
- (5) 「管理者 (controller)」は、単独又は他者と共同で、個人データ処理の目的、条件及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、その他のあらゆる組織を意味する。処理の目的、条件及び手段が EU 又は加盟国の法律で規定されている場合は、管理者又はその任命のための具体的な基準は、EU 又は加盟国の法律によって指定 (指名) することができる。

### 第 6 条 処理の合法性

1. 個人データの処理は、以下のうち少なくとも 1 つが適用される限りにおいて合法であるものとする。
  - (a) データ主体が 1 つ以上の特定の目的に対して個人データの処理に同意を与えているとき。

### 第 7 条 同意の条件

2. データ主体の同意が他の用件にも関係する書面での宣言と一緒に与えられることになっている場合、同意を与えることの要求は他の用件から明示的に区別可能な形でなされなければならない。
3. データ主体は、自分の同意でいつでも撤回する権利を有するものとする。同意の撤回は、撤回の前の同意に基づく処理の正当性に影響を与えないものと

する。

## 第 17 条 忘れられる権利と消去する権利

1. データ主体は、以下のいずれかの場合、とりわけデータ主体が子どもであった間に取得された個人データに関して、管理者に自分に関する個人データを消去してもらう権利、及び自分に関する個人データの頒布を停止してもらう権利を有するものとする。
  - (a) 当該データがもはやデータの収集その他の処理の目的に関して必要がない場合。
  - (b) 第 6 条 (1) (a) に則り、データ主体が当該処理の元となる同意を撤回した場合、又は同意した保有期間の期限が来た場合であって、かつ当該データ処理に関する他の法的根拠が存在しない場合。
  - (c) データ主体が第 19 条に従い個人データの処理に異義申し立てをした場合。
  - (d) その他、当該処理がその他の理由で本規則を遵守していない場合。
2. 第 1 項にいう、管理者が個人データを公表している場合、管理者は、管理者がその公開に責任を負うデータに関して、そのようなデータを処理する第三者に、データ主体が個人データへの全てのリンク、又は個人データのコピー若しくは複製を削除することを請求していることを通知するためのあらゆる合理的な措置（技術的措置を含む）を取るものとする。管理者が第三者に個人データの公開を許可した場合には、管理者はこの公開に対して責任を負うものとみなされるものとする。
3. 管理者は、以下に上げるような個人データの保持が必要な場合を除き、遅滞なく消去を実行するものとする。
  - (a) 第 80 条に従い、表現の自由の権利を行使する場合。
  - (b) 第 81 条に従い、公共の健康医療の領域における公共の利益の理由の場合。
  - (c) 第 83 条に従い、歴史的、統計的及び科学的研究の目的の場合。
  - (d) 管理者が従うべき EU 又は加盟国の法律によりデータを保持する法的義務を遵守する場合。当該法律は、公共の利益の目的に適合し、個人データ保護の権利の本質を尊重し、追求する正当な目的に比例したものとする。
  - (e) 以下の第 4 項に規定する場合。

## 第 80 条

1. 加盟国は、個人データの保護と表現の自由を調和させるため、個人データの処理が単に報道の目的でなされる場合又は芸術若しくは文学表現の目的でなされる場合には、第 2 章の一般原則、第 3 章のデータ主体の権利、第 4 章の管理者と処理者、第 5 章の個人データの第三国又は国際機関への移送、第 6 章の独立監査機関、第 7 章の加盟国の協力と調和の各規定について、例外規定を設けなければならない。
2. 各加盟国は、第 1 項に準ずる例外規定を国内法規として可決したときには、遅くとも第 91 条 (2) の定める日時までにその旨を委員会に報告しなければならない。また、それに続く全ての改正法及び関係する一切の改正箇所も遅滞なく委員会に報告しなければならない。